

7 文科初第 2279 号  
職 発 0225 第 16 号  
開 発 0225 第 27 号  
令 和 8 年 2 月 25 日

主要経済関係団体代表者 殿

文部科学省初等中等教育局長

望 月 禎  
(公 印 省 略)

厚生労働省職業安定局長

村 山 誠  
(公 印 省 略)

厚生労働省人材開発統括官

宮 本 悦 子  
(公 印 省 略)

令和 9 年 3 月新規中学校・高等学校等卒業者の就職に係る推薦及び  
選考開始期日等並びに文書募集開始時期等について（通知）

新規中学校・高等学校等卒業者の就職については、種々御協力を賜り厚く  
お礼申し上げます。

さて、新規中学校・高等学校等卒業者に対する早期選考の防止については、  
貴団体を始め各経営者団体等の御協力により、令和 7 年度においても適切な  
取扱いが図られました。

文部科学省及び厚生労働省においては、今後も、学校教育を充実し、就職  
希望者の適正かつ主体的な職業選択を確保するとともに、求人秩序の確立を  
図るため、令和 8 年度においても選考開始期日等の完全遵守をお願いする次  
第であります。

ついては、貴団体においても、下記の事項に御留意の上、選考開始期日等  
及び文書募集開始時期等の遵守について、会員事業所への周知徹底が図られ  
るよう格別の御配慮をお願いします。

また、新規中学校・高等学校等卒業者の採用に当たっては、本人の適性と  
能力に基づいた基準による公正な採用選考の確立を図るとともに、定時制課

程及び通信制課程の卒業者と全日制課程の卒業者との間の差別的取扱いや同和問題等に係る差別的取扱いが行われないよう、また、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和 47 年法律第 113 号）の趣旨に沿った採用活動を行うようお願いいたします。障害者に対しては、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）にのっとり、障害者が就職・採用活動において不当な差別的取扱いを受けることのないよう、また、事業主は当該障害者の障害の特性に配慮した必要な措置を講ずる必要があるため、その取扱いに遺漏なきようお願いいたします。

さらに、新規中学校・高等学校等卒業者に対する事業主の一方的な都合による採用内定取消し及び入職時期の繰下げは、決してあってはならない重大な問題です。このため、青少年の雇用機会の確保及び職場への定着に関して事業主、特定地方公共団体、職業紹介事業者等その他の関係者が適切に対処するための指針（平成 27 年厚生労働省告示第 406 号）に沿った適正な募集・採用等が行われますよう、併せて御配慮をお願いいたします。

なお、新規大学等卒業者に係る採用選考が新規中学校等卒業者（新規の義務教育学校卒業者、中等教育学校の前期課程修了者及び特別支援学校中学部卒業者を含む。以下同じ。）及び新規高等学校等卒業者（新規の中等教育学校卒業者及び特別支援学校高等部卒業者を含む。以下同じ。）に係る採用選考よりも早期に行われているところですが、それにより、新規中学校・高等学校等卒業者の就職機会に影響が及ばないよう配慮をお願いいたします。

新規学卒者を巡る就職環境については、令和 8 年 3 月高等学校卒業予定者の就職内定率（令和 7 年 10 月末現在。文部科学省調査）は 76.0%となり、引き続き高い水準を維持しているものの、就職が決まらない生徒も一定数おります。仮に就職未決定のまま卒業を迎える者が多数に上るとすれば、本人にとって若年期に就業を通じた知識・技能の蓄積が図れず、将来のキャリア形成の支障となるとともに、我が国の産業や社会を支える人材の育成が図られないなど深刻な問題を引き起こしかねません。将来にわたる日本経済の競争力・生産性の向上を図るため、こうした取組に御理解いただき、令和 9 年 3 月の新規中学校・高等学校等卒業予定者のための就職機会の確保に向けた努力をお願いいたします。

また、労働施策の総合的な推進並びに雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 63 号）の成立により、求職者等に対するセクシュアルハラスメントを防止するため、事業主に雇用管理上必要な措置が義務付けられる（令和 8 年 10 月 1 日施行予定）ことから、こちらについても会員事業所への周知徹底が図られるよう格別の御配慮をお願いいたします。

記

## 第1 新規中学校・高等学校等卒業者の就職に係る推薦、選考等の開始期日等

### 1 推薦、選考及び採用内定の開始期日

(1) 新規中学校等卒業者の推薦及び選考の開始期日については、令和9年1月1日以降とし、積雪地の関係からやむを得ない事情があるときは、次の地域に限り、令和8年12月1日から行っても差し支えないこと。

北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県、富山県、石川県、福井県、長野県（飯山公共職業安定所管内の地域に限る。）及び島根県（松江公共職業安定所隠岐の島出張所管内の地域に限る。）

(2) 新規高等学校等卒業者の推薦の開始期日については、推薦文書の到達が令和8年9月5日（沖縄県については、令和8年8月30日）以降となるようにすること。

(3) 新規高等学校等卒業者の選考の開始期日については、令和8年9月16日以降とすること。

(4) 採用内定の開始期日については、従前と同様、選考の開始期日と同日以降とすること。

### 2 求人申込みの手続等

(1) 職業安定法（昭和22年法律第141号）第27条又は第33条の2の規定に基づき、新規高等学校等卒業者に係る求人申込みを受理する高等学校等（中等教育学校及び特別支援学校高等部を含む。以下同じ。）に求人申込みを行う場合においては、当面、適正な求人条件の確保、早期推薦・選考の防止及び円滑な労働力需給調整の実施等の見地から、求人申込みを行おうとする事業所は、当該事業所を管轄する公共職業安定所（以下「安定所」という。）に求人申込書を提出して、選考期日、求人内容等について適正であることの安定所の受理・確認（求人票への受理・確認印の押印）を受けた後、当該求人票により高等学校等に求人申込みを行わなければならないこととすること。

したがって、この手続によらない求人申込みのあった場合には、高等学校等は、生徒の推薦を行わず、安定所の受理・確認印の押印のある求人票の提出を求め、その提出後、推薦を行うものとする。

（※）民間職業紹介事業者を活用する場合は、この限りでない。

(2) 求人申込みの受理の期日等については、安定所の確認事務の的確な

実施等適正な求人確保を図るため、次のとおりとすること。

ア 新規中学校等卒業者に係る求人申込みの受理の期日等

(ア) 安定所における求人申込みの受理は、令和8年6月1日から開始するものとする。

(イ) 安定所の他安定所への求人連絡は、令和8年7月1日から開始するものとする。

イ 新規高等学校等卒業者に係る求人申込みの受理の期日等

(ア) 安定所における求人申込みの受理及び確認のための求人票の受付は、令和8年6月1日から開始するものとする。

(イ) 安定所が確認した求人票の求人者に対する返戻は、令和8年7月1日から開始するものとする。

(ウ) 学校における求人申込みの受理は、令和8年7月1日から開始するものとする。

また、安定所で受理した求人の学校への提示についても、令和8年7月1日から行うものとする。

(3) 求人活動のための学校訪問については、原則として安定所において確認を受けた求人票により学校に求人申込みを行った日以降に行うこととするが、学校の事前の了解の下に、安定所に求人申込みを行った日以降についても行うことができるものとする。

3 高卒就職情報WEB提供サービスのID及びパスワードの付与

高卒就職情報WEB提供サービス（以下「高卒WEB」という。）のID及びパスワード（以下「ID等」という。）については、次のとおりとすること。

(1) 高卒WEBが生徒にとって企業分析を行うに当たっての重要なツールであることを踏まえ、高等学校等は、職業選択における生徒の主体性を確保する観点から、生徒にのみ高卒WEBのID等を付与すること。

(2) 生徒は、高等学校等から付与されたID等により家庭等の通信機器を用いて高卒WEBから求人を選択するに当たり、保護者の助言や理解を得るため、高卒WEBを保護者と閲覧することができること。

(3) 生徒は、高等学校等から付与されたID等を保護者に教えても差し支えないが、保護者以外の第三者に教えてはならないこと。

(4) 高等学校等は、以下の事項について生徒への指導を徹底すること。

- ・ 高等学校等から付与されたID等を保護者以外の第三者に教えな

いこと。

- ・ 高卒WEBを保護者以外の第三者に閲覧させないこと。
- ・ 求人者への連絡は、必ず高等学校等を通じて行うこと。

#### 4 就業の開始期日

(1) 新規中学校等卒業者の就業（実習、研修等を含む。）の開始期日は、労働基準法（昭和22年法律第49号）第56条第1項の規定により令和9年4月1日以降とすること。

(2) 新規高等学校等卒業者の就業の開始期日については、卒業後とするよう事業所を指導すること。

#### 5 応募書類の取扱い

新規中学校・高等学校等卒業者の採用選考に係る応募書類については、応募者の適性・能力に基づいた公正な採用選考が行われるよう、「職業相談票（乙）」又は「全国高等学校統一用紙」の使用の徹底を図るとともに、選考と直接関係のない生徒の個人情報等に配慮するなど、引き続きその周知及び使用の徹底に努めること。

また、全国高等学校統一用紙のうち生徒本人が作成する履歴書の作成方法については、求人者の意向を踏まえて、①手書き記入、②パソコン入力、③どちらでも可、のいずれかとするとともに、応募書類の作成方法によって採用選考に有利不利が生じないように、事業所への周知・指導を行うこと。

なお、特別支援学校の卒業者については、履修している教育課程の内容や障害の状態等に応じ、様式通りに応募書類を作成できない場合も想定されることから、「職業相談票（乙）」又は「全国高等学校統一用紙」を参考としつつ、応募書類を作成することも可能であること。

#### 6 選考の通知

選考後は、採用内定取消しが生じないように十分配慮しつつ、できる限り速やかに採否を決定し、選考を受けた生徒にその旨を通知すること。

7 民間職業紹介事業者による就職あっせんについては、都道府県高等学校就職問題検討会議（都道府県教育委員会と都道府県労働局が共同で開催）における申合せ事項を遵守すること。また、民間職業紹介事業者を活用して求人者の申込みをする場合、公共職業安定所を活用する場合と同様に推薦、選考等の開始期日等の遵守、「全国高等学校統一用紙」の使用を徹底すること。

8 生徒や学校の個々の事情に配慮した応募前職場見学及び採用選考活動等について

応募前職場見学（※）及び採用選考活動等の実施に当たっては、過度な負担や学校における教育活動への影響が生じないように、生徒や学校の個々の事情に配慮すること。なお、学校における就職支援や企業における採用選考活動等が円滑に進められるよう、安定所においては、企業の採用担当者と学校の進路指導担当教諭の情報交換会、合同企業説明会・面接会等を開催するなど、学校や企業に対する必要な協力を行うものであること。

また、学校が教育活動として行う、企業現場における職場体験や実習等については、推薦及び選考の開始期日以前に実施することを妨げるものではないこと。

（※）応募前職場見学は、生徒が事前に職業や職場への理解を深めるために行うものであり、採用選考の場とならないよう十分留意すること。

第2 新規中学校・高等学校等卒業者を対象とする文書募集の取扱い

1 新規高等学校等卒業者を対象とする文書募集の取扱い

新規高等学校等卒業者を対象とする文書募集の開始時期は、令和8年7月1日以降とすること。

なお、文書募集を行う場合は、次の条件によることとすること。

(1) 安定所において確認を受けた求人であって、当該求人の求人票記載内容と異なるものでないこと。

(2) 広告等掲載に当たっては、事業所を管轄する安定所名及び求人の求人番号を掲載すること。

(3) 応募の受付は、学校又は安定所を通じて行うこと。

また、求人者が文書募集による応募者を受け付ける場合であっても、推薦、選考等の開始期日については、上記第1の1(2)から(4)までの取扱いと同様とすること。

2 新規中学校等卒業者を対象とする文書募集の取扱い

新規中学校等卒業者を対象とする文書募集は行わないこと。